

懲戒処分の公表

令和 7 年 12 月 26 日

豊橋市長 長坂 尚登

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「豊橋市職員の懲戒処分の公表基準」に基づき公表します。

所属の部局	財務部
職種又は職務の級	事務職
年齢	60 歳代
性別	男性
処分内容	戒告
処分理由（事案概要）	令和 7 年 8 月 25 日（月）午前 10 時頃、公用車（軽貨物自動車）を運転中、豊橋市植田町地内の交差点において、赤信号を見落として進入し、左方向から直進してきた普通乗用自動車と衝突して、相手方に加療約 2 週間の怪我を負わせた。
（概要） （処分理由）	地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号「法律等に違反した場合」及び第 3 号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当。 地方公務員法第 33 条「信用失墜行為の禁止」違反。
処分年月日	令和 7 年 12 月 26 日